

00568

0215
P47

鳥取縣公報

昭和十七年六月九日 火曜日

告示

◆鳥取縣告示第三百四十一號

建築用物資配給統制要綱左ノ通改正ス

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

建築用物資配給統制要綱

第二條中「一般民需」ノ次ニ「建築物」ヲ「建築」ノ次ニ

「大修繕、大變更」ヲ「建築主」ハノ次ニ「工事從事者」ヲ決定

シ連名ヲ以テ」ヲ加ヘ

第二號「釘」ノ下ニ「（大修繕、大變更ノ場合ハ五貫目以上需

要ヲ必要トナス場合ニ限ルコト」ヲ第九號「セメント」ノ下

ニ「（一月ノ需要量一石以上ノ場合ニ限ルコト）」ヲ加フ

第九號ノ次ニ「第十號木毛セメント板」ヲ加ヘ第十號ヲ第十一

號トス

第七條中「販賣業者」ノ次ニ「又ハ本指定配給代行團体」ヲ「販賣」ノ次ニ「又ハ配給」ヲ加フ

第八條中「販賣業者」ノ次ニ「又ハ指定配給代行團體」ヲ「購入者」ノ次ニ「又ハ受給者」ヲ「購入販賣」ノ次ニ「又ハ配給」ヲ加フ

様式第一中「建築工事請負人アルトキハ其ノ氏名、名稱及住所」ヲ「建築工事從事者」ノ住所、氏名並ニ所屬組合ノ名稱」ト改ム

ノ次ニ「配給代行團體」ヲ裏面「販賣業者」ノ次ニ「配給者」ヲ「販賣」ノ次ニ「配給」ヲ「物資販賣業者」ノ次ニ「配給代行團體」ヲ加フ

様式第四中「購入販賣」ノ次ニ「又ハ配給」ヲ「問屋、小賣」ノ次ニ「配給代行團體」ヲ「販賣」ノ次ニ「配給」ヲ加フ

本要綱ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第三百四十二號

市街地建築物法施行細則第二十六條ニ依リ左ノ通假建築物建築ノ件許可セリ

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

一 建築主ノ住所氏名

廣島市小町三番地

中國配電株式會社社長

鈴川貫一

名稱 荷姿 正味容量

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 建築物ノ所在地名

鳥取市片原町一丁目五一番地

一 用 途

事務所及倉庫

一 構造種別

木造瓦葺二階建 一棟

一 建築物ノ面積

建築面積 九三坪九合

一 命令事項

本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一 前項ノ存續期間満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定ス

ル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

シ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ

シ

一 变更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第三百四十三號

肥料配給統制規則第十一條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル特殊化成肥料四號代替品乙及内ノ販賣價格左ノ通指定期定ス

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

特殊化成肥料
四號代替品乙 吹入 三七五 圓
特殊化成肥料 同 同 三四五 圓
四號代替品丙 同 同 三、五四 圓
四號代替品丙 同 同 三、六九 圓

産業組合聯合

市町村產業組

會又ハ肥料商合

業組合ノ販賣

價格

價格

二 前項受渡場所以外ニ於ケル受渡、特殊包装、一車単位ニ満タザル貨車輸送又ハ轉送其ノ他特殊輸送ヲナシタルモノハ之ガ爲要シタル餘分ノ實費ヲ本表價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

三 本表價格ハ昭和十七年七月三十日迄ノ價格トス

◆鳥取縣告示第三百四十四號

昭和十六年十二月鳥取縣告示第九百九十八號(統制肥料ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

◆鳥取縣告示第三百四十五號

00570

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

品名	規 格	單位	卸賣業者最 高販賣價格	小賣業者最 高販賣價格
香貴茶上	碾茶ノ上八割ト人 參花ヲ碾茶狀ト爲 混合シタルモノ	百匁	七、七四 圓	九、二九 圓
同 幷	碾茶ノ並八割ト人 參花ヲ碾茶狀ト爲 混合シタルモノ	同	二、九〇 圓	三、四八 圓
一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス				

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ガル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

品名	規 格	單位	卸賣業者最 高販賣價格	小賣業者最 高販賣價格
紙烟(罐代用ノモノ)	五十匁詰	十八錢	八錢	
同	百匁詰	二十四錢		
三 本表價格以外ノモノハ本表香貴茶並價格ノ半額トス				

(口) 實施ノ日

昭和十七年六月九日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

地區内ニ於テ香貴茶ノ製造並ニ販賣ヲ業ト爲ス者

鳥取縣轉賣業者資產評價調查規程左ノ通定ム

◆鳥取縣告示第三百四十六號

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

一 建築主ノ住所氏名

廣島市小町三番地

中國配電株式會社社長

鈴川貫一

名稱 荷姿 正味容量

鳥取縣知事 土 肥 米 之

產業組合聯合

市町村產業組

會又ハ肥料商合

業組合ノ販賣

價格

昭和十七年六月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條 鳥取縣轉廢業者資產評價調查員規程
 轉廢業ヲ爲サントスル者ノ資產ノ評價ニ關スル調査ニ當ラシムル爲鳥取縣轉廢業者資產評價調查員(以下調査員ト稱ス)

第二條 調査員ハ知事ノ監督ニ屬シ前條ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル諸般ノ事務ニ從事ス
 ナル得ズ

第三條 調査員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトナリ

第一條中「支那事變下ニ於ケル中小商工業者ノ」ヲ「銃後中小商工業者ニ對スル」ニ改ム
 第六條第二項中「商工奉仕委員相互ノ連絡」ノ次ニ「其ノ他關係各機關トノ連絡」ヲ加フ。

附 則
 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 調査員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトナリ

第五條 本規程ニ定ムルモノ、外調査員ニ關シ必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

第六條 第二項中「商工奉仕委員相互ノ連絡」ノ次ニ「其ノ他關係各機關トノ連絡」ヲ加フ。

附 則
 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 第二項中「商工奉仕委員相互ノ連絡」ノ次ニ「其ノ他關係各機關トノ連絡」ヲ加フ。

第七條 調査員ハ知事之ヲ命ジ又ハ嘱託ス

第八條 調査員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトナリ

第九條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十八條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十四條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十五條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第四十條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第四十一條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第四十二條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三條 本規程ハ昭和十七年六月九日ヨリ之ヲ施行ス

00572

00571

彙報

榮養改善農繁

(衛生課)

◆農繁勞働の特殊性と保健衛生

十數時間にも達する労働時間と、激動作業に屬する農作業が短くても十日長きは一ヶ月にも亘つて連續する農繁期の間、農業者は三度の食事も其の時間が惜しまれる位であり、睡眠さえも充分でないのを常態として居り、所謂猫の手も借り度い位の繁忙を極めるのであるが、其の間の農繁生活には榮養の補給は殆ど全く無視されて、只空腹を満たすだけの食事が多かつた爲に、農繁直後には却つて多數の胃腸病他の病人が出来たり、或ひは婦人の乳の分泌が少くなつたりしたのも無理からぬ次第で、農繁期の食事は是非とも榮養共同炊事を實施して農村に於ける体位向上、健康増進、又乳幼児の保護等保健衛生の向上を圖らねばならぬのである。

△平年体重が減少したが本年は減少しなかつた
 △疲労を早く恢復した
 △家族揃つて仕事が出来色々誠に好都合であった

◆農繁共同炊事の効果と其の目的

そこで從來の農繁食生活の缺陷を改善し併せて其の合理化を図る方法として、農繁期榮養共同炊事の全縣下一齊實施を提倡して居るのであるが、此の農繁期共同炊事は從來の各戸の家庭炊事を廢して部落單位又は隣組單位の共同炊事に統合一元化し、合理的であつて正しい榮養給食による經營方法に移すと共に、隣保和衷協同の精神を併せて涵養する様に改善するもので、其の効果は第一に主婦の炊事に費す労力と時間を節約し

第二に食料燃料其の他の資材の持寄り又は共同購入による理済的經濟を圖り

第三に正しい榮養補給によつて健康の増進と食料の消費規正を圖る等の事が出來、是等の労力時間経済力等を農業上に轉換利用する時、一石三鳥の効果を期待する事が出来るものである。

今榮養共同炊事を實施された部落の人々の感想の二三を列記すると次のやうなものがある。

△例年胃腸病を患つたが今年はなかつた
 △婦女子が炊事に煩される事がなく非常に助かつた

00573

△栄養食は食べた時は八分目の感じがしたが腹持がよいことを感じた

△安價で御馳走が多く栄養共同炊事は農家の娛樂の中心となつた

◆共同炊事の現状と其の將來性

此の施設は昭和十五年春縣下數ヶ部落に初めて試みたのが、以來急速に普及發展の傾向にあり、昨年春の実施ヶ所数は一躍百七十餘ヶ所の多きに達したのであつて、此の事實のみから見ても此の施設が農家の待望に如何に投合したかの證左とも言へやう。

本春の実施部落ヶ所数は三百ヶ所を目標として居るが、將來更に全農村捕つて共同炊事を實施し、又是を恒久的施設に遂發展せしめて農繁の兒童保育所、共同浴場等と共に農村の文化的施設の向上を期待してゐる次第である。

◆共同炊事の指導

農繁共同炊事の經營に就いては縣都市町村農會、業產組合、縣農務課、縣衛生課に於いて指導することになつてゐるから其の經營、栄養給與計畫、指導者幹部講習、其の他の講習講話、實地指導等に關しては其の都度夫々關係會所、課へ相談せられたい。

◆實施上の注意

（ト）炊事場には防蠅防鼠の設備を完備せしむること。

◆實施参考献立（十日分三十例）

（一）成年男子を標準として作製した参考献立であるが、縣下各地共夫々材料の分布や習慣等が違ふ爲に、どこの地方にも適切に用ひ得るやうな献立を作製することが困難であるから、此の三十例を参考とし夫々其の地方に適合する様再編成して用ひられ度い。

（二）副食の量を比較的多くしてあるのは配給米による農家の比較的多い地方を考慮した爲めである。

（三）婦人小人は一般に次表に依つて其の分量を定めること。

年齢	（歳）	男	女	子	子
發育期	三一三二	八一〇	七四二	五四五二	四六八九
盛年前期	一五一四	一一一〇	一〇八	一〇七	一〇八
盛年後期	一五一五	一一一〇	一〇一	一〇一	一〇一
衰退期	五六六〇	一一一六	一一一六	一一一六	一一一六

（1）主食に就て
く麥類を混炊し、其の他蠶豆、豌豆等の豆類又共同炊事實施の運い地方では馬鈴薯を混ぜ用ふる様にするのが良く、例へば次の主食献立は米四合三勺の栄養價に略相當するものである。

成人男子激勞作業時の献立例

1、麥	七步搗米	三、〇合	1、二合	口、麥	七步搗米	三、〇合
新蠶豆	四二又	豌豆	三〇又	豌豆	四二又	新蠶豆

（2）飯米は共同炊事の機會に、共同作業場を利用して正しい七步搗米（玄米一俵につき脱穀六百匁のとき搗精を止めれば略々正しい七步搗となる）を供食すること。

（3）七步搗米の洗ひ方は強く淘洗せず、簡単にサット洗ひ水加減は白米を炊くときよりも少し多目にすること。

（4）主食が白米であるときは麥を混ぜて必要量のビタミンBを攝る事が出来ないから、脚氣様症狀（白米病）や乳幼兒の發育障害を防ぐ事が出来ないから、是非とも七步搗米を食べるやうに心掛けなくてはならない。

（5）鮮魚類も入手が仲々困難であるが無い時は削節、煮干粉等を毎食の調理に加味使用し、農村食事に缺乏し勝ちの動物性蛋白

00575

料理名	材料品名	數
朝	食	量
味噌汁 メリケン粉に水を加へてよく煮て、玉子を加へる （盛立餅の位の大きさが適當）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉は第二日の如く油にて揚げ油揚の代用とする （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉を揚物の衣中へより少しづつ混入して、油揚代用となす （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉は第一日の如く油にて揚げ油揚の代用とする （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八

00576

料理名	材料品名	數
朝	食	量
味噌汁 メリケン粉は第二日の如く油にて揚げ油揚の代用とする （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉を揚物の衣中へより少しづつ混入して、油揚代用となす （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉は第一日の如く油にて揚げ油揚の代用とする （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉を揚物の衣中へより少しづつ混入して、油揚代用となす （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八

料理名	材料品名	數
朝	食	量
味噌汁 メリケン粉は第二日の如く油にて揚げ油揚の代用とする （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉を揚物の衣中へより少しづつ混入して、油揚代用となす （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉は第一日の如く油にて揚げ油揚の代用とする （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八
味噌汁 メリケン粉を揚物の衣中へより少しづつ混入して、油揚代用となす （卵粉は第一日用する）	澤 油 メリケン粉 味噌豆 葱味噌汁	六〇〇 三〇〇 三〇〇、八〇〇 一九二八

00578

00577

法理調		朝 食		法理調		朝 食		料理名	
		汁 豆 味 增 煮 豆				露の佃煮 豆 增味汁		材料品名	
		計	澤 味 煮 豆			澤 削昆露味煮蠶筒			
		庵 干 增 粉 豆				干			
		カ 蛋				庵節布 增粉豆			
		ロ リ 1				カ 蛋			
		白	三〇〇	三〇〇	五〇〇	一五〇	一五〇		
		三〇〇	八〇〇	八〇〇	一三〇	二三〇	二三〇		
		七一三	七一三	七一三	七一三	七一三	七一三		
法理調		食 處		法理調		食 處		料理名	
		燒 魚 干				燒 魚 干		料理名	
		計	澤 味 白 ち			計	澤 味 白 ち		
		庵	增 干 さ			庵	增 干 さ		
		カ 蛋				カ 蛋			
		ロ リ 1	白	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇		
		三〇〇	少	〇〇〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇		
		七一七	八	三五〇	四〇〇	七一七	八		
法理調		食 夕		法理調		食 夕		料理名	
		筍 うどん 煮 込				汁 菠 菴 澄 天婦羅 入		料理名	
		計	澤 油 昆 削 青 ノ 筍			計	澤 油 烹 菴 おぼろ 昆 粉 卵 布 草 粉 豆		
		庵	リケン 粉 布 節 葱 粉			庵	リケン 粉 布 節 葱 粉		
		カ 蛋				カ 蛋			
		ロ リ 1	白	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇		
		三〇〇	八	〇〇〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇		
		九一三	九一三	九一三	九一三	九一三	九一三		
法理調		食 夕		法理調		食 夕		料理名	
		筍 うどん 煮 込				汁 菠 菴 澄 天婦羅 入		料理名	
		計	ほ 稲 草 澄 一			計	ほ 稲 草 澄 一		
		庵	油 昆 削 一			庵	油 昆 削 一		
		カ 蛋	リケン 粉 布 節 葱 粉			カ 蛋	リケン 粉 布 節 葱 粉		
		ロ リ 1	白	三〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇		
		三〇〇	八	〇〇〇〇	一五〇	三〇〇	一五〇		
		九一三	九一三	九一三	九一三	九一三	九一三		

薰風に滑空演技を展開

國防國家の内容充實を圖るは現下我が國喫緊の要務である。就中航空要員の補充に資せんがため一般青少年を教育訓練し、國民

ある

抑々青少年の航空訓練は航空要員の豫備訓練となり且つ空軍の

素地ともなる使命を持つものであつて、又反面同訓練は協同一致

の精神を体得し、心臍を練り、体位を向上し、併せて航空思想の

函養と科學的知識の實驗化を圖るこ多大の効果があることは云ふ

卷之三

されば中央に於ても此處に着眼し、既に昨年大日本航空青年少年隊を結成して航空諸般の猛訓練を組織的に開始すると共に地方航

(社會教育課)

鳥取縣頸空青少年隊結成式
中國聯合滑空訓練所開所式

空青少年隊の組織を要望せられたのであるが、成る程二三の事実が、

に憧憬を持ち、將來航空界に身を投じて航空報國せんとする鳥取縣航空青少年隊を結成し、航空諸般の訓練を組織的に行ひ、有爲の航空健兒を養成して名實共に航空第二陣の擴大強化と文化の昂揚發展に資し、以て國運の進展に貢獻することとなつたことは既に本報第三百三十三號に記したところであるが、鳥取市濱坂砂丘に建設中であつた中國聯合滑空訓練所の工もいよいよ成つたので鳥取縣廳内に設置せられてゐる鳥取縣航空青少年隊本部では、去る六月二日同所に於て午前十一時より開所式並に結成式を舉行した。當日の參列者は來賓として

土肥知事、大井川鳥取聯隊司令官、大日本航空青年少年隊本部東
陸軍少將、長澤部隊長、新大佐、大和田學務、岩澤警察兩部長
井上島反市長、松田昌吉少年副團長等百三十餘名

天原町西林田縣青少公國語北無同三一館名

隸員六十名、主催者側三十餘名其の他合せて二百五十名

に及び、先づ型の如く結成式、開所式を終了して縣學務

空士の指導に依り、鳥取二中、鳥取工業其の他滑空隊員

若人が、廣漠たる賀坂砂丘に薰風を切つて實に鮮かな風

樂一曼等，七萬二萬支絲瓦，三萬吉安之立二四三三

此處に鳥取縣瓶空青少年隊結成式並に中國

鳥取縣公報

あつた。實に今後の成績期して待つべきものがあらう。

乳兒の人工栄養に就て

衛生誌

乳兒こそは来るべき大東亜共榮圏を背負ふ大和民族の二つ葉であり、これを立派に育て上げる母性の重責は實に將來の日本を培ふものである。まことに乳兒の養育は我が國母性の國家に對する奉公の大任であることを忘れてはならない。

この乳兒の養育にあたつては、母乳ほどよいものはないことは既に記したが、中にはどうしても母乳がなく、又貰ひ乳も出來ない場合もあるわけであつて、これらの際は止むを得ず人乳と他の育児榮養品との混合榮養にするとか、或は全く人工榮養によらねばならないのである。しかしこの人工榮養については成るべく適當なる指導者によく相談して實行されたいのであるが、今一般に注意すべきことを記すと次の如くである。

◆牛乳　　が、牛乳の成分は多少人乳とは違ふので、これを幼児に用ふる時はその月齢に應じて適當に薄めたり、砂糖や重湯又は穀物を加へるのである。牛乳の薄め方、一回の分量、一回の

カノンの本数

△ **調製粉乳** 粉乳に澱粉・糖・ビタミン・灰分等を加へてあるもので、これにはいろいろな種類のものがあるが、餘り乳成分の少いものは乳児栄養品としてよろしくない。

絶對によろしくない

◆加糖煉乳 ふるくから育児用に使はれてゐるが、其の成分
肪や蛋白質が足りなくなつて、乳兒の栄養品として不適當なもの
となる。しかし強いて使へば離乳期に入つてからの乳兒に用ふべ
きである。即ちこれらの乳兒は乳以外の食物から脂肪蛋白質を攝
ることが出来るからである。なほ離乳期前の乳兒でも純粉乳を適
當量加へて脂肪や蛋白質を補へば使用し得るわけである。

◇無糖煉乳 糖のない點は使いよいか、高熱で殺菌してある爲にビタミンCが殆どないこと、夏季には開罐後腐敗し易いことに注意せねばならぬ。

00583

◆山羊乳

山羊は簡単に飼養出来るので便利である。しかし乳児を山羊乳ばかりで栄養すると貧血や皮膚の抵

抗力減退等を起すことがあるといはれてゐるので、山羊乳を使用する場合、よきに存じては成績の角合等に留意することを必要とする。

する場合には特に異常な反応を鎮痛の有効性等に留意すべきことの必要がある。成るべく離乳期後の乳児に使用すれば安全である。

兵器勸納資源回收

運動醜聞金報告

抵抗力減退等を起すことがあるといはれてゐるので、山羊乳を使用

する場合には特に野菜汁又は鐵劑の補給等に留意することが必要

◇豆乳・重湯・穀粉 こればかりで乳児を栄養することは
である。成るべく離乳期後の乳児に使用すれば安全である。

00583

東伯郡大誠村

八頭郡船岡村
八頭郡丹比村氣高郡瑞穂村
氣高郡東郷村

一 金拾參圓七拾五錢
 一 金八圓五拾參錢
 一 金參拾參圓七錢
 一 金貳圓參拾參錢
 一 金貳圓八拾五錢

一 金拾參圓七拾五錢

一 金拾參圓七錢

一 金貳圓參拾參錢

一 金貳圓八拾五錢

一 本籍、住所、氏名 不詳 推定二十七八歲男
 二 人相 丈五尺四寸 捲形 頭髮長々左分ヶ
 三 著衣 黃色オーバー、綠色コール天結襟服、紺ノニツカズボ
 ノ、編上古靴、ラクダ色襯衣、同股引ヲ穿ツ、一見發動

四 機船乘組員ラシク心臟麻痺ニ依ル死亡ト認メラル
 四 右ハ四月六日前六時三十分頃市内手宮町前堀倉庫軒下ニ於
 テ發見同日火葬ニ附シタリ

五 取扱者 北海道小樽市長
 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

一 本籍地及現住所 不詳
 二 氏名年齢性別職業 不詳 推定年齡二十歲位ノ男船員風
 三 相貌特徵 身長五尺三寸位、中肉、顏面長目鼻口並耳大頭
 髮一分刈 特徵ナシ

四 著衣及所持金品 國防色、結襟上衣同ズボン、黑羅沙オ
 バ鼠色ジャケット白木綿シャツ黒短靴(十一文位)布製墓口
 (在中金三圓八十錢)木印(伊藤布バンド救命胴具)

五 死亡推定年月日 昭和十七年四月二十五日前後

六 死体發見年月日及場所 昭和十七年四月二十七日午前六時
 須稚内港ヨリ五里ノ海上沖合ニテ出漁帆船航行中發見

七 死傷ノ原因及死體ノ狀態 頭髮一分刈ノ黒髮密ニシテ顔面
 靄常角膜爛濁シテ瞳孔認メラレズ腹部輕度ニ膨満シ全身
 全ク缺損ナク蒼白ヲ呈シ居リ前記者衣ヲ付ケ短靴ヲ穿キ

胸部背部ニ救命胴衣ヲ著裝シ死體ノ狀態ヨリ按ズルニ航
 行中遭難シ船體沈沒セルタメ溺死セルモノト認定ス

八 假埋葬年月日及場所 昭和十七年四月二十八日宗谷郡稚内

町クサニル共同墓地
 右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

九 取扱者 北海道宗谷郡稚内町長

昭和十七年六月九日印刷
 昭和十七年六月九日發行

發行者 鳥取縣鳥市東町
 印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
 署務支所 鳥取刑務支所